

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

#### 奈良県教育委員会規則第四号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則

(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正)

**第一条** 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表企画管理室の項中「企画調整係」を「総務予算係」に改め、「予算経理係」を削り、同表人権・地域教育課の項中「家庭・社会教育係」を「社会教育係」に改め、同表保健体育課の項中「総務係、競技係」を削り、同表文化財保存課の項中「美術工芸・民俗文化財係」を削る。

第四条人権・地域教育課の項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、同項第十五号中「社会教育及び家庭教育」を「及び社会教育」に改め、同号を同項第十三号とし、保健体育課の項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

(奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正)

**第二条** 奈良県立教育研究所管理運営規則(平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条教育経営部の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 家庭教育の推進に関すること。

第五条の三第二項中「第三条教育経営部の項第七号及び第八号」を「第三条教育経営部の項第八号及び第九号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。